雇止めにつながる「不更新特約」に気をつけろ!

2013年4月度の相談状況

1. 労働相談の概況

1) 相談者数・件数について

「資料 1. 2013 年 4 月、相談者数(雇用形態、男女別、業種別)より」 「資料 3. 2013 年 4 月、相談件数(雇用形態別・相談項目別)より」

今年4月の相談者数は70人で先月(58人)より増加し、前年同月(57人) と比べると同様に増加しています。

相談項目数についても、119 件、一人あたり 1.7 件となっており、前年同月 (100 件)より増加しています。

2) 男女別、雇用形態別相談者数について

「資料 1. 2013 年 4 月、相談者数 (雇用形態、男女別、業種別) より」

男性 42 人 (60.0%)、女性 28 人 (40.0%) と男性が上回っており、雇用形態別では、社員 30 人 (42.8%)、社員以外 38 人 (54.2%)、不明 2 人となっています。

社員以外では、パートが 23 人 (32.8%)、契約社員 12 人 (17.1%)、臨時 2 人 (2.8%)、季節 1 人 (1.4%) です。

今回の相談者は非正規労働者数が正規労働者数を上回っています。 今月は、男性労働者の相談数が女性労働者を上回っております。

3) 業種別相談者数、相談件数について

「資料 2. 2013 年 4 月、相談者数 (業種別・相談項目別)より」 「資料 3. 2013 年 4 月、相談件数 (雇用形態別・相談項目別)より」

業種別相談者は、多業種に分散し、内訳は「卸・小売業・飲食店」21人(30.0%)、「医療・福祉・医薬品業」17人(24.3%)、「建設・設計・重機業」6人(8.6%)、「その他サービス業」6人(8.6%)と続いています。

4) 相談項目(内容)について

「資料3. 2013年4月、相談件数(雇用形態別、相談項目別)より」 「資料5. 2013年 相談項目別 相談件数 月別集計より」 主相談項目別相談件数では、「賃金関係」25件、「雇用関係」21件、「労働契約 関係」20件、「労働時間関係」13件と続いています。

4月にはいって賃金未払などの悪質なケース相談が増えていて、解雇、雇止め 等の雇用破壊という労働者にとって極めて深刻な問題も多発しています。

5) 違法率

「資料 4. 2013 年 4 月、違法件数(雇用形態別・相談項目別)より」 「資料 6. 2013 年 相談項目別 違反件数 月別集計より」

相談項目数件中、違法件数 71 件、違反率は 59,7%で、前月よりさらに悪化しております。その実態は、時間外手当の未払い、不当解雇、雇止めなど違法を知りながらの悪質な違反が目だちます。

上位項目は「賃金関係」22 件、「労働契約関係」14 件、「労働時間関係」6 件「雇用関係」3 件と続いています。

今月の特徴は、不払い残業などの賃金未払いが増えていることです。

2.4月の雇用情勢

4月の労働相談の傾向として、男性労働者からの相談が増えたことです。

最も多い相談が残業手当の不払い、解雇、雇止め、退職強要に関する件であ り、パワハラ、いじめ等の人格権を侵害する相談も増えています。

違法状態がまかり通り、労働者の尊厳がいかに今の社会では軽視されている かが見て取れます。

今年にはいってから、違反件数は増え続けていて、ルールを守らない企業、 ブラック企業の野放しは、健全経営に努める企業に重大な支障をきたすことと なり、社会、経済を疲弊させていきます。

ブラック企業の根絶は、いまや社会的にも重用な課題となっています。

改正労働契約法の成立にともない、4月1日より有期雇用の新ルールが施行されます。有期労働契約が繰り返し更新されて通算5年を超えるときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約に転換できるようになりました。

しかし、企業のほうでは、無期雇用の転換を嫌って、5年に達する前に「雇止め」を行ってくることが予測されます。

すでに 4 月にはいってから、不当に雇止めをされたとしての相談が増えてきています。今回の契約法の改正では、契約が何度も更新されて働いている労働者でも、合理的な理由がないと雇止めは無効となる「雇止め法理」が法定化されました。

注意しなければならないケースとして、何回も更新されてきて、突然として 事業主から「今回は契約を更新するが、次回は更新しない」という「不更新特 約」付きの契約書に署名することを求めてくるケースが増えることが予測され ます。「不更新特約」付きの契約書に署名した場合、あとで雇止め無効で裁判で 争った場合、「契約は今回限り」に合意したとして、雇止め法理が適用されない ことも考えられますので、「不更新特約」付きの契約書を提示してきたときは、 その前に、当労働相談センターに相談してから対応しましょう。

不当な解雇や雇止めをうけたときに一人では解決は難しいことから、あきらめないで、自分のみで判断するのではなく、必ず当労働相談センターに相談しましょう。

以上

【項目別参考資料】

資料 1 2013 年 4 月 相談者数 (雇用形態·男女別·業種別)

資料 2 2013 年 4 月 相談者数 (業種別、相談項目別)

資料3 2013年4月 相談件数(雇用形態別、相談項目別)

資料 4 2013 年 4 月 違法件数 (雇用形態別・相談項目別)

資料 5 2013 年 相談項目別 相談件数 月別集計

資料 6 2013 年 相談項目別 違反件数 月別集計